

選挙運動用自動車運送契約書

一般-1

久留米市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という。)と、
_____ (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送
について、次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用
2. 車種、登録番号
及び使用油種 使用油種
ハイオク ・ レギュラー ・ 軽油
3. 自動車の台数 1台
4. 使用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの 日間
5. 契約金額 円 (消費税等含む)
(内訳 円 / 1日 × 日間)

6. 請求及び支払い
- この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。
- なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
- また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

7. その他
- この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（久留米市長選挙候補者）	住 所	
	氏 名	ⓐ
乙（一般乗用旅客自動車運送事業者）	住 所	
	名 称	
	代表者	ⓑ

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 年 月 日

久留米市選挙管理委員会
委員長 貞苅 隆男 宛て

令和 8 年 1 月 2 5 日執行 久留米市長選挙
候補者 住所

氏名

次のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	

② 1 に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
燃料代	令和 年 月 日		1L あたり	円	ハイオク レギュラー 軽油
	令和 年 月 日		1L あたり	円	ハイオク レギュラー 軽油
運転手の雇用	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給期間を記載してください。
- 3 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 8 年 1 月 2 5 日執行 久留米市長選挙
候補者 住所

氏名
記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が久留米市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 6 4 , 5 0 0 円
 (2) (1) 以外の場合 1 6 , 1 0 0 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、久留米市に支払を請求することはできません。

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請求金額 _____ 円
(消費税等含む)

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 支所・店									
預 金 種 別	1：普通		2：当座		3：貯蓄							
口 座 番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											(右づめでご記入ください)
フリガナ												
口座名義												

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、久留米市に支払を請求することはできません。

（別紙）その1

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使 用 年 月 日	運 送 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
令和 年 月 日	円× 1台＝ 円	64,500 円× 1台＝64,500 円	円
計			円

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。